

【別記2】長野県認定制度認定品目等、調達目標及び判断基準（抜粋）

Ⅱ その他品目

1 県有施設で使用する電気の「省CO2化」〔目標：100%〕

品目	判断の基準等
電力	<p>【判断の基準】</p> <p>契約電力 50kw 以上（旧自由化部門）の電気を調達する施設においては、原則として、入札参加資格に「省CO2化」の要素を考慮した以下の条件を付した入札を実施すること。</p> <p>①電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。</p> <p>②次に掲げる省CO2化の要素を考慮する観点による基準表（環境部長が別に定める）により算出した合計点数が、環境部長が定める基準点数以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前々年度の 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 ・ 前々年度の未利用エネルギー活用状況 ・ 前々年度の再生可能エネルギー導入状況 ・ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合） ・ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 <p>③前年度、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）の履行義務を達成していること。</p>

* 基準表及び基準点数は別紙のとおり